

京都市老人短期入所施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月30日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第173号

京都市老人短期入所施設条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人短期入所施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「第3条第5号」を「第4条第5号」に改め、「の各号」を削り、同条第2号中「要介護状態となるおそれがある状態」を「要支援状態」に改め、同条第3号イ中「第27条第12項」を「第27条第9項」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「第5条第2項第3号」を「第6条第2項第3号」に改め、同条第1号中「短期入所生活介護（」を削り、「第7条第13項」を「第8条第9項」に改め、「をいう。以下同じ。）」を削り、同条第2号中「短期入所生活介護」を「介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護」に、「介護保険法」を「同法」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)